

第 28 回地方消費者行政専門調査会における議論の整理

令和 2 年 3 月 18 日
消費者委員会事務局

【事業者等ヒアリング（鈴鹿亀山地区広域連合）】

	項目	意見等
1	消費者教育の担い手	消費者教育をやる人は必ずしも資格がなくてもいいというのは、まさにそのとおりである。地域の人材を掘り起こして上手に担い手に育て、こういうことをしたらいいんだよ、こんなに楽しい教材があるんだよというものを見せて紹介することが大事だと思う。
2	小学生への消費者教育	なかなか学校現場に入りにくいという課題は、成年年齢引下げもあり、早急に手を打たなければいけないが、最初はなかなか難しい。学童保育は文科省とは違う管轄で、夏休みでも、学校が休みのときでも、子供たちは学校で夏休みの宿題をしたりしている。そこでお楽しみ要素の強い消費者教育の出前講座をし、お土産教材を持って帰ってもらい、子供を通じて保護者も啓発する、という流れで成功を収めている例もある。だんだんと認知され、学校にも入っていく。結局、子供が学校にいても学童保育にいても子供には違いがないので、それで小学校はかなりカバーできると思う。
3	広域連合と自治体各部門の連携の課題	広域連合の場合は、それぞれの自治体の職員や、関係先とつながりが取りにくいということを聞くことがあるが、そのあたりはどのような状況か。教育関係のところではなかなか入り込めないというのは、広域連合とそれぞれの自治体の各部門とのつながり・連携の課題か。
4	相談員の確保①	相談員の確保の問題は、全国的に課題になっている。消費者庁ができた頃、まずは窓口を整備し、相談員を配置するとともに、地域で何が起きているかを把握することが出発点だった。国家資格化して、むしろ資格を取ることがまずは最優先だという流れになってきているのではないか。その点について問題提起していただいた。

	項目	意見等
5	相談員の確保②	人材確保に向けて資格至上主義的なところの見方を変えていく、あるいは、まずは採用して、現場の経験を積みながら、その中から資格も目指してもらい、緩やかなそういう流れに切り替える必要があると思う。
6	相談員の確保③	一例として、銀行をリタイアしたような方が、ボランティアで若い起業家たちをサポートする活動をしている団体がある。そういう経験を積んだ方は、相談員の資格がなくても、専門分野でなされるアドバイスは十分にあると思う。地元にもいろいろな有識者の方がいると思うので、そういった方々とネットワーク化を図り、どんどん連携していくようにしたら良いのではないかと思う。
7	相談員の稼働率	1人当たり1日 2.2 件だとしても、相談業務だけではなくて啓発もやっており、これは結構時間的にも厳しい状況にあると思う。単純に割れない難しさがある。
8	インターンシップ制度	インターンシップ制度の検討については、もう少し財源的な余裕があれば、資格も保有しない方たちも1年間経験してください、そして、相談員になってくださいということもできるけれども、各自治体はぎりぎりのところで、なるべく1人の相談員に多くの賃金をあげたいという気持ちでやっていると思う。

以上